救急搬送拒否
男性意識不明

解決金8000万で和解

奈良の消防組合「改善」も約束

救急搬送を拒否されたため、治療が遅れ意識不明になったとして、奈良県大淀町の男性(46)と両親が中和広域消防組合(同県橿原市)に損害賠償を求めた訴訟は3日までに、消防組合側が解決金8千万円を支払うことなどで大阪高裁で和解が成立した。訴訟関係者への取材で分かった。

和解は7月20日付。関係者によると、和解条項では消防組合側が「今後、患者の適切な搬送に向けてなお一層努力する」と改善を約束。男性側に、重い障害が残ったことに「遺憾の意」を表すことも条件に盛り込んだ。

男性側の弁護士は「救急隊員の怠慢もあるが、搬送システム自体の不備にメスを入れなければいけない問題。和解をきっかけに改善に取り組んでほしい」と話している。

一審奈良地裁判決によると、男性は2006年11月15日未明、奈良県警橿原署の敷地内で、顔や衣服に血が付いた状態で保護された。

突然吐いたり、問い掛けに反応しなかったりしたが、救急隊員は緊急性がないと判断。家族は、この年の8月に奈良県の妊婦が複数の病院に受け入れを拒否され、その後死亡した事例を挙げて「搬送してくれないのか」と詰め寄ったが、聞き入れられなかった。

帰宅後、同日朝に家族が異変に気付き、男性は病院へ搬送されたが、昏睡状態で、脳挫傷、急性硬膜下血腫と診断された。意識は今も回復していないという。昨年4月の一審判決は、1億3千万円の支払いを命じていた。